Q-1	授業料免除に申請するにはどうしたらいいですか。
A-1	学部学生の授業料免除については、2020年度から <mark>『高等教育の修学支援新制度(=新制度)』</mark> へ制度が移行しています。 2019年度以前に入学した者・2020年度及び2021年度入学者のうち、新制度の申込資格がない者は、 <mark>経過措置</mark> に申請することもできます。 ※ どれに申請すれば良いかは、 <u>『フローチャート(学部学生用)』</u> を参照してください。
Q-2	新制度(=『高等教育の修学支援新制度』)とは何ですか。
A-2	2020年度からはじまった授業料減免と日本学生支援機構の給付奨学金がセットになった新しい国の制度です。詳細は下記ホームページを確認してください。 ●日本学生支援機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html) 「奨学金の制度(給付型)」 ●文部科学省ホームページ(https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm) 「高等教育の修学支援新制度」の概要 ● 文部科学省ホームページ(https://www.mext.go.jp/a menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm) 「高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答(Q&A)」
Q-3	経過措置とは何ですか。
	2020年度から授業料免除の制度が新制度へと移行したことに伴い、2019年度まで大学で行っていた授業料免除を経過措置として実施します。 経過措置に申請できる学生は以下のとおりです。 【2019年度以前の入学者】 ・新制度の申込資格 ^{※1} ・資産基準・収入基準 ^{※2} を満たさない者 ・新制度の支援額が2019年度まで大学で行っていた授業料免除と比較すると減額となる者 【2020年度及び2021年度の入学者】 ・新制度の申込資格 ^{※1} を満たさない者
A-3	 ※1 新制度の申込資格について 新制度の授業料減免を受けるには、日本学生支援機構の給付奨学金に申請する必要があります。 日本学生支援機構 給付奨学金の申込資格として、「(1)大学等への入学時期等に関する資格」と「(2)在留資格等に関する資格」の2つがあります。申込資格についての詳細は、日本学生支援機構のホームページから確認してください。 ●日本学生支援機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html) 「【大学生等対象】申込資格・選考基準」>「1.申込資格」 ※2 新制度の資産基準・収入基準について 日本学生支援機構のホームページから確認することができます。 ●日本学生支援機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html) 「【大学生等対象】申込資格・選考基準」>「2.選考基準」>「(2)家計に係る基準(収入基準・資産基準)」

Q-4	授業料免除の申請は、新制度のみで大丈夫ですか。 経過措置は必ず申請しないといけませんか。
A-4	経過措置の申請は必須ではありませんが、新制度と経過措置では選考基準が異なります。 新制度に申請をした結果、不採用となった方でも、経過措置では免除になる可能性があります。また、新制度の減免額が全額免除以外 となった方が、経過措置によって免除額が変わる可能性があります。 2020年度及び2021年度の入学者のうち、経過措置に申請できるのは新制度の申込資格がない学生のみです。 新制度が不採用であったとしても、経過措置には申請できません。 2022年度以降の入学者は新制度のみとなり、経過措置による支援はありません。
	新制度の選考基準については、日本学生支援機構のホームページから確認してください。 ●日本学生支援機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html) 「【大学生等対象】申込資格・選考基準」>「2.選考基準」 日本学生支援機構のホームページにある進学資金シミュレーターからシミュレーションをすることもできます。 ●日本学生支援機構のホームページ(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html) 「進学資金シミュレーター」
Q-5	授業料免除の申請は、経過措置のみで大丈夫ですか。 新制度には申請しなくても良いですか。
A-5	新制度の申込資格がない学生等については、経過措置のみで選考を行うことがありますが、 <mark>原則、経過措置のみの申請はできません。</mark> 新制度に申請ができる学生が新制度に申請せず、経過措置のみに申請をしてきた場合は、経過措置の選考から除外されます。 ※『フローチャート(学部学生用)』や経過措置に関するてびきをよく確認してください。
Q-6	2020年度の入学者ですが、新制度に申請した結果、家計基準外により不採用となりました。経過措置に申請しても良いですか。
A-6	2020年度及び2021年度の入学者のうち、経過措置に申請できるのは新制度の申込資格がない学生のみです。 新制度が不採用であったとしても、経過措置には申請できません。 ※2022年度以降の入学者は新制度のみとなり、経過措置による支援はありません。 申込資格についての詳細は、日本学生支援機構のホームページから確認してください。 ●日本学生支援機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html) 「【大学生等対象】申込資格・選考基準」>「1.申込資格」

Q-7

経過措置がよく分からない。

【2019年度以前の入学者】

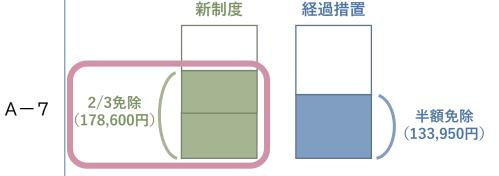
新制度に採用されている場合

新制度の授業料減免の結果と経過措置の免除結果を比べ、新制度の方が免除額が大きい場合は、新制度の免除額で決定します。経過措 置の方が免除額が大きい場合は、差額を大学側で補填し、最終的に経過措置の免除額で決定となります。

※ 新制度が第 I 区分の方は、新制度で全額免除となるため、経過措置の選考からは除外されます。

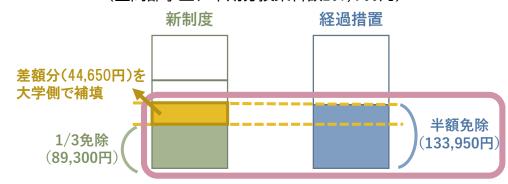
例1:新制度が第Ⅲ区分、経過措置では半額免除の場合

(昼間部学生、半期分授業料267,900円)



新制度の方が免除額が大きいため、新制度の免除額で決定 〔新制度で2/3免除(178.600円)、経過措置での免除はなし、 最終的な免除額は178.600円〕

例2:新制度が第Ⅲ区分、経過措置では半額免除の場合 (昼間部学生、半期分授業料額267,900円)



新制度より経過措置の免除額が大きいとき、差額分(例2の場合は1/6) を大学側で免除し、最終的な免除額は半額免除となる。 [新制度で1/3免除(89.300円)、経過措置で一部免除(44.650円)、 最終的な免除額は半額免除(133.950円)]

新制度が不採用だった場合・新制度の申込資格がない場合

経過措置のみで授業料免除の選考を行い、経過措置の結果が授業料免除結果となります。(全額免除・半額免除)

【2020年度及び2021年度の入学者】

2020年度及び2021年度の入学者のうち、経過措置に申請できるのは、新制度の申込資格がない学生のみです。 その場合、経過措置の結果が授業料免除結果となります。(各学期分の授業料の1/3の額)